

## 新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
7606.12	<p><b>1. 3000系合金のもの</b></p> <p><u>輸入統計品目表第7606.12号において「3000系合金のもの」(統計細分911及び919)には、同号に分類されるものであって、関税率表第7606.12-1に規定する「大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)の屋根板として使用するもの(幅が2.3メートル以上のものに限る。)並びに航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)」以外のものうち、以下のいずれかのもの(非熱処理したものに限る。)が含まれる。</u></p> <p><u>(1) マンガンの含有量が全重量の0.9%以上で、銅の含有量が全重量の0.3%以下、亜鉛の含有量が全重量の0.25%以下のもの(アルミニウム及びマンガン以外の元素の含有量が、マンガンの含有量を超えないものに限る。)</u></p> <p><u>(2) マンガンの含有量が全重量の0.8%以上1.5%以下で、銅及び亜鉛の含有量がそれぞれ全重量の0.25%以下、マグネシウムの含有量が全重量の0.8%以上1.5%以下のもの</u></p> <p><u>(3) マンガンの含有量が全重量の0.3%以上0.8%以下で、銅の含有量が全重量の0.3%以下、亜鉛の含有量が全重量の0.4%以下、マグネシウムの含有量が全重量の0.2%以上0.8%以下のもの</u></p> <p><u>非熱処理したものとは、日本産業規格H0001「アルミニウム、マグネシウム及びそれらの合金—質別記号」に定める基本記号がF、O又はHのものであり、製造のままのもの、焼きなまししたもの、加工硬化したものをいう。</u></p> <p><u>この種類のアルミニウム合金は「Al-Mn系合金」とも呼ばれる。</u></p>		(新規)
7606.12	<p><b>2. 5000系合金のもの</b></p> <p><u>輸入統計品目表第7606.12号において「5000系合金のもの」(統計細分920)には、同号に分類されるものであって、関税率</u></p>		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>表第 7606.12-1 に規定する「大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が 2.3 メートル以上のものに限る。）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）」以外のものうち、<u>マグネシウムの含有量が全重量の 0.2% 以上で、銅の含有量が全重量の 0.2% 以下、亜鉛の含有量が全重量の 0.25% 以下のもの（非熱処理したものに限り、3000 系合金のものを除く。）が含まれる。</u></p> <p>非熱処理したものは、国内分類例規 7606.12「1. 3000 系合金のもの」を準用する。</p> <p><u>この種類のアリミニウム合金は「Al-Mg 系合金」とも呼ばれる。</u></p> <p><b>3. 6000系合金のもの</b></p> <p><u>輸入統計品目表第 7606.12 号において「6000 系合金のもの」（統計細分 930）には、同号に分類されるものであって、関税率表第 7606.12-1 に規定する「大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が 2.3 メートル以上のものに限る。）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）」以外のものうち、<u>マグネシウムの含有量が全重量の 0.35% 以上 1.2% 以下、けい素の含有量が全重量の 0.3% 以上 1.3% 以下で、銅の含有量が全重量の 0.4% 以下、亜鉛の含有量が全重量の 0.25% 以下、マンガン含有量が全重量の 1.0% 以下もの（熱処理したものに限り。）が含まれる。</u></u></p> <p><u>熱処理したものは、日本産業規格 H0001「アルミニウム、マグネシウム及びそれらの合金－質別記号」に定める基本記号が T のものであり、製造のまま、焼きなまし、加工硬化以外の処理により安定な質別にしたものをいう。</u></p> <p><u>この種類のアリミニウム合金は「Al-Mg-Si 系合金」とも呼ばれる。</u></p>	<p>(新規)</p>